

南海トラフ地震臨時情報への防災対応

1 背景

東日本大震災後、国が東海地震に関して「予知は困難」との見解を示したことにより予知を前提とした対応が改められ、令和元年5月から前兆となる現象を基にした「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。※情報発表の流れは裏面のとおり

これに伴い、国や県はガイドラインを作成し、各市町に臨時情報への防災対応の検討を呼びかけている。

2 経緯、今後の予定

時 期	内 容
令和元年5月	気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始
令和2年2月	県が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」を公表
令和2年3月	磐田市地域防災計画に基本方針や高齢者等事前避難対象地域（暫定）等を掲載
令和3年3月	磐田市地域防災計画に <u>高齢者等事前避難対象地域及び事前避難対象者等</u> を掲載
令和3年度以降	住民が適切な防災対応（事前避難等）を取るための検討（ <u>避難先の確保、運営方法、その他必要事項の設定</u> ）

3 高齢者等事前避難対象地域及び事前避難対象者（案）

① 高齢者等事前避難対象地域

高齢者等事前避難対象地域とは、地震発生後では津波からの避難が間に合わない可能性がある事前避難対象者に対し、1週間程度の事前避難を呼びかける地域。

- ・ 地 図…参考資料2-P1
- ・ 対象自治会…参考資料2-P2

② 事前避難対象者

避難に時間がかかる者のうち、地震発生後では津波からの避難が間に合わないことが懸念される者（高齢者や体が不自由な者等）。

上記①・②は、対象となる自治会の代表者等、地域との調整を踏まえて検討したもの。

4 避難先について

避難先は、住民の知人宅や親類宅等を基本とする。

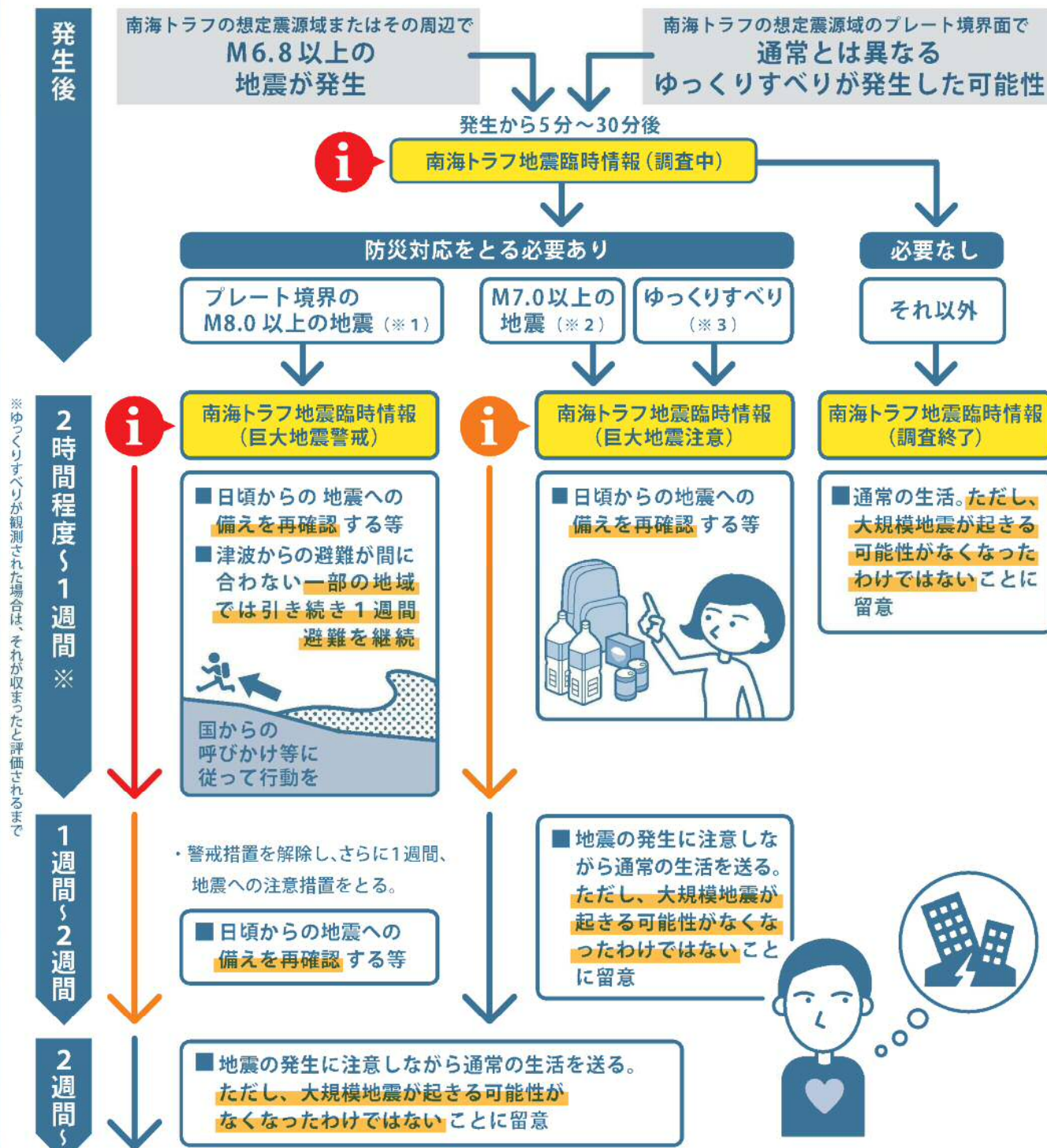
知人宅等への避難が困難な住民のために、今後、市が避難先の確保の検討を進める。



時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生
 ※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く）
 ※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など